

# まちづくり協議会 NEWS



第28号

令和2年12月

[発行] JR芦屋駅南地区まちづくり協議会



## 「規約改正検討会」を開催しました！

11月28日（土）に芦屋市民センターにて「規約改正検討会」を開催しました。

総会で承認されました令和2年度活動計画の項目の一つである「JR芦屋駅南地区まちづくり協議会規約の見直し」について、事務局より改正案（概要は以下）の提案があり、1時間程度意見交換を行いました。

その後、市よりJR芦屋駅南地区第二種市街地開発事業における事業費縮減の検討結果（概要は次頁）の説明がありました。



規約改正検討会の様子  
(ソーシャルディスタンスを確保して開催)



## JR芦屋駅南地区まちづくり協議会規約の改正案について

主に以下の項目について、現在のJR芦屋駅南地区まちづくり協議会規約に加筆・修正等を行ったものを改正案として提示し、意見交換を行いました。

### ● JR芦屋駅南地区まちづくり協議会規約改正案の主な内容

- ・目的、計画検討会（事業が開始していることを踏まえた時点修正・削除）
- ・活動内容（字句等の修正）
- ・会員の構成（文言の整理、修正等）
- ・役員を選出（会長の立候補制について明記）
- ・承認事項（会員の構成及び本規約に定めのない事項について承認事項とし、過半数により決することを明記）
- ・議決事項（項目追加。承認事項とは別に新たに規定）
- ・その他（事務局の位置づけについて明記）



## 規約改正案についての意見交換の内容

規約の見直しについては、協議会会員の皆さまが議論する中で検討するものと考えていますので、引き続き、規約見直しについての話し合いを行う予定です。

### 【主な意見】

#### <改正案自体についての意見>

- 過去から規約改正の必要性を伝えてきたが、なぜ今のタイミングでの改正なのか。
  - （事務局）以前より協議会の総意として規約の改正について議論すべきとご意見がある中、2月の臨時総会において全会一致で改正すべきであると決定し、8月の総会で承認された令和2年度活動計画に規約改正が含まれているためです。

#### <第6条（会員の構成）に関すること>

- JR芦屋駅利用者で、関心のある市民の方も加えても良いのではないかと。
  - （事務局）協議会出席者の過半数が認めた方は参加可能としています。  
なお、駅利用者も含めた市民全体に対しての説明や意見交換については、別の場を設けて対応するべきであると考えています。

#### <第13条（議決事項）に関すること>

- 協議会で何かを決めることはないと言っていたのに、議決事項を追加するのはなぜか。
  - （事務局）議決事項は市の事業でなく、協議会の運営に関することのみを定めています。

#### <第14条（部会）に関すること>

- 地権者部会を設置してほしい。



## 事業費縮減の検討結果について

JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業（関連事業を含む）における事業費縮減の検討結果について、以下のとおり説明がありました。

- **縮減額** 事業費▲34億5千万円（うち市負担額▲20億7千万円）  
（当初：201.0億円 → 縮減案：166.5億円）

#### ● 主な縮減検討項目

- ① 再開発ビル3階の公益施設：約1,340㎡ → 約400㎡
- ② 地下駐輪場の計画駐輪台数：約1,610台 → 約1,050台
- ③ ペDESTリアンデッキ：規模の縮小
- ④ その他：無電柱化の一部取りやめ、地価の今後の見込みの見直し等

#### ■お問い合わせ先

JR芦屋駅南地区まちづくり協議会  
 （事務局）〒659-8501 芦屋市精道町7-6  
 芦屋市都市建設部都市整備課  
 ☎ 0797-38-2074  
 FAX 0797-38-7974  
 HP: <http://www.city.ashiya.lg.jp/gairo/jrashiyasouth.html>

JR芦屋駅南地区のまちづくり  
 についてご紹介しています!

JR芦屋駅南地区

検索